

安全データシート (SDS)

1. 化学品および会社情報

製品名 グラスネオ R B液
会社名 株式会社本荘興産
住所 岡山県倉敷市児島塩生 2764
電話番号 086-475-0950
奨励用途及び使用上の制限 自動車塗装用 (業務用)
改訂 2016年4月1日
整理番号 01322B

2. 危険有害性の要約

GHS分類

引火性液体	区分2
皮膚腐食性/刺激性	区分2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分2A
標的臓器毒性(単回暴露)	区分1
標的臓器毒性(単回暴露)	区分3
吸引力呼吸器有害性	区分1
水生環境有害性(急性)	区分1
水生環境有害性(慢性)	区分1

※記載のないものは分類対象外または分類できない

GHSラベル要素

シンボル



注意喚起語 危険

危険有害性情報

引火性の高い液体及び蒸気
皮膚刺激
強い眼刺激
臓器の障害
呼吸器への刺激のおそれ又は眠気又はめまいのおそれ
飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
水生生物に非常に強い毒性
長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意事項 (安全対策)

すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。-禁煙。
容器を密閉しておくこと。
容器を接地すること/アースをとること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。

防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。
 火花を発生させない工具を使用すること。
 粉塵/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
 環境への放出を避けること。
 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
 取扱い後は手など、よく洗うこと。
 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

(救急処置)

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。医師に連絡すること。
 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。
 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 目の刺激が続く場合は、医師の診断/手当を受けること。
 皮膚(又は髪)に付着した場合：直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ、流水/シャワーで洗うこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の診断/手当を受けること。
 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
 暴露又は暴露の懸念がある場合：医師に連絡すること。気分が悪いときは医師の診断/手当を受けること。
 適切な消火方法をとること。
 漏出物を回収すること。

(保管)

子供の手の届かないところに保管すること。
 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
 施錠して保管すること。

(廃棄)

都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

・混合物

化学名/一般名	含有率(wt%)	化審法※1	安衛法※2	PRTR 法※3	CAS NO.
シリコーン混合物	40-50	登録済	非該当	非該当	非公開
イソオクタン	50-60	2-8	115	非該当	26635-64-3

※1 化審法 官報公示整理番号(化審法)

※2 労働安全衛生法

表示物質：施行令第18条 名称等を表示すべき有害物質

通知物質：法第57条の2, 施行令第18条の2別表第9 名称等を通知すべき有害物質

第2種有機溶剤・第3種有機溶剤：施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則

有機溶剤中毒予防規則 非該当 該当物質は含有しない。

※3 PRTR 法報告物質 非該当 該当物質は含有しない。

毒物及び劇物取締法 非該当 該当物質は含有しない。

4. 応急措置

大量に吸入した場合

- ・吸入をして気分の悪くなった場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・気分の戻らない時は、医師の診断を受けること。
- ・眠気やめまいの症状が出た場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい状態で休息させる。
- ・呼吸していて嘔吐がある場合は頭を横向きにする。
- ・呼吸が弱い場合は人工呼吸や酸素吸入を行う。
- ・吸入の影響が遅れて現れることがある。
- ・上記症状が出た場合、直ちに医師の診断を受けること。

皮膚に付着した場合

- ・直ちに水で洗い流し、石鹼で液が付着したところをよく洗うこと。
- ・直ちに汚染された衣類を全て取り除くこと。皮膚を流水で洗うこと。
- ・多量の水及び石鹼で洗い流す。水泡、痛みなどの症状が出た場合には、必要に応じて医師の診断を受ける。
- ・気分が悪くなった場合は、医師の診断を受けること。
- ・この製品は引火性なので、火気に注意して措置する。
- ・上記症状が出た場合、直ちに医師の診断を受けること。
- ・衣類等に付着した場合は、脱いで皮膚の付着した部分を十分に洗い流す。
- ・汚染した衣類を再使用する場合は洗濯してから使用すること。

眼に入った場合

- ・清浄な水で最低 15 分間眼を洗浄する。洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水がよく行きわたるように洗浄する。
- ・コンタクトレンズを使用している場合は、固着していないかぎり、取り除いて洗浄を続ける。
- ・眼の刺激が続く場合は、医師の診断を受けること。
- ・激しい痛みがある場合は、直ちに医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合

- ・水で口の中を洗浄し、コップ 1～3 杯の水又は牛乳を飲ませ、直ちに医師の処置を受ける。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

- ・特になし

応急措置をする者の保護

- ・特になし

医師に対する特別な注意事項

- ・特になし
-

5. 火災時の措置

消火剤 ・粉末消火薬剤、泡消火薬剤、二酸化炭素、砂

使ってはならない消火剤

- ・水を消火に用いてはならない。
- ・冷却の目的で霧状水は用いてもよいが、消火に棒状水を用いてはならない。

火災時の特有の危険有害性

- ・燃焼ガスには、一酸化炭素等の他、窒素酸化物系のガス等の有害ガスが含まれる

ので、消火作業の際には、煙を吸入しないように注意する。

特有の消火方法

- ・消火作業は、可能な限り風上から行う。
- ・関係者以外は安全な場所に退去させる。
- ・周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。
- ・火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。
- ・周囲の設備などの輻射熱による温度上昇を防止するため、水スプレーにより周辺を冷却する。
- ・消火のための放水等により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないよう適切な措置を行う。

消火を行う者の保護

- ・消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク)を着用する。
- ・消火活動は風上から行い、有毒なガスの吸入を避ける。状況に応じて呼吸保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- ・屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。
- ・漏出時の処理を行う際には、必ずゴム手袋、保護眼鏡、保護衣等を着用すること。
- ・漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する
- ・作業の際には適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、粉塵、ガスを吸入しないようにする。
- ・風上から作業し、風下の人を退避させる。
- ・着火した場合に備えて、消火用器材を準備する。
- ・こぼれた場所はすべりやすいために注意する。

環境に対する注意事項

- ・流出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。
- ・大量の水で希釈する場合は、汚染された排水が適切に処理されずに環境へ流出しないように注意する。

回収・中和

- ・回収後の少量の残留分は土砂又はおがくず等に吸収させる。
- ・少量の場合は、吸着剤(おがくず・土・砂・ウエス等)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾等でよく拭き取り、密閉できる空容器に回収する。
- ・大量の場合には、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。
- ・付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置する。

二次災害の防止法

- ・漏出時は事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。
- ・付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。
- ・火花を発生しない安全な用具を使用する。

7. 取扱い及び保管上の注意

技術的対策

- ・製品記載の使用上の注意を良く読み、用途以外に使用しないこと。
- ・熱・火花・裸火・高温のもののような着火源から遠ざけること。
- ・容器を接地(アース)をすること。

- ・静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- ・火花を発生しない工具を使用すること。
- ・防爆型の電気機器（換気装置、照明機器等）を使用すること。
- ・漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させない。
- ・粉塵、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- ・取扱は、屋外または換気の良い場所で行う。
- ・取り扱い中は、飲食、喫煙を行ってはならない。
- ・取扱の都度、容器を密閉する。
- ・取扱い後はよく手を洗うこと。

適切な保管条件

- ・製品記載の保管条件を読み、適切に保管すること。
- ・容器を密栓すること。
- ・涼しい所、換気の良い場所で保管すること。
- ・施錠して保管すること。
- ・熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。

安全な容器包装材料

- ・特になし

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策

- ・蒸気または煙やミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。
- ・屋内で使用する場合は局所排気装置を設置する。
- ・屋内は全体に換気する。換気の悪い場所及び蒸気の高発生率の多い場所には局所排気装置を設ける。

	日本産業衛生学会	ACGIH
管理濃度	許容濃度	(TLV-TWA) (TLV-STEL)
イソオクタン	300ppm	300ppm

※記載のないものは、知見なし、設定されていない

呼吸器の保護具

- ・保護マスクを着用する。必要に応じて防塵マスク、防毒マスク、有機溶剤用の防毒マスク等を着用する。

手の保護具

- ・保護手袋、必要に応じて耐溶剤性手袋、ビニール手袋等を着用すること。

身体の保護具

- ・必要に応じて保護衣、保護前掛け等を着用する。

目の保護具

- ・保護眼鏡(普通眼鏡型)、必要に応じて、ゴーグル型、保護面等を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質(原液)

外観	: 無色～淡黄色透明液体
臭い	: 溶剤臭
pH(25℃)	: データなし
融点/凝固点	: データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲	: 116℃(イソオクタン)
引火点	: 9.9℃(イソオクタン)
自然発火温度(発火点)	: 277℃(イソオクタン)
燃焼性	: あり
燃焼又は爆発範囲の上限・下限	: 0.9-7.4vol%(イソオクタン)
蒸気圧(25℃製品内圧)	: データなし

比重(25℃) : 0.834±0.02
溶解度 : 水に不溶

10. 安定性および反応性

化学的安定性 : 特になし
危険有害反応性の可能性 : 強酸化剤と激しく反応し、火災や爆発をもたらす。
避けるべき条件 : 加熱・熱源・裸火
避けるべき条件 : 強酸化剤との接触を避ける。
混触危険性物質 : 強酸化剤(引火性物質のため、強酸化剤との接触を防ぐこと。)
危険有害な分解生成物 : 特になし
その他 : 特になし

11. 有害性情報

製品全体としての有害性情報

記載の無いものは、GHS 分類でカットオフ値以下であるもの、知見なし、あるいはデータなしの成分

急性毒性

イソオクタン (吸入) LC50 118mg/L/4 時間(ラット)

皮膚腐食性及び皮膚刺激性 皮膚刺激 (区分 2)

眼に対する重篤な損傷性又は刺激性 強い眼刺激(区分 2A)

呼吸器感作性又は皮膚感作性 データなし

生殖細胞変異原性 データなし

発がん性 データなし

生殖毒性 データなし

特定標的臓器毒性(単回暴露) 臓器の障害(区分 1)

特定標的臓器毒性(単回暴露) 呼吸器への刺激のおそれ、または、眠気やめまいのおそれ(区分 3)

特定標的臓器毒性(反復暴露) データなし

吸引性呼吸器有害性 飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ(区分 1)

12. 環境影響情報

製品全体としての有害性情報

記載の無いものは、GHS 分類でカットオフ値以下であるもの、知見なし、あるいはデータなしの成分

生態毒性

水生環境有害性(急性)

イソオクタン EC50 0.18mg/L/48H 甲殻類(オオミジンコ)

水生生物に非常に強い毒性(区分 1)

水生環境有害性(慢性) 長期的影響により水生生物に非常に強い毒性(区分 1)

残留性・分解性 データなし

生態蓄積性 データなし

土壌中の移動性 データなし

オゾン層への有害性 データなし

13. 廃棄上の注意

- ・内容物/容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。
-

14. 輸送上の注意

国際規制	国連分類	引火性液体	毒性なし	クラス 3
	国連番号	引火性液体	1993	
国内規制	容器イエローラベル	引火性液体(非極性/水不溶)	128	

積載方法

運搬時の積み重ね高さは 3m 以下

混載禁止

第 1 類及び第 6 類の危険物
高圧ガス

輸送の特定の安全対策及び条件

- ・「火気厳禁」
 - ・容器の破損、漏れがないことを確かめる。
 - ・荷崩れ防止を確実に行う。
 - ・該当法令に従い、包装、表示、輸送を行う。
 - ・直射日光を避ける。
 - ・水漏れ厳禁。
 - ・横積み厳禁。
 - ・夏場の輸送時においては、熱い鉄板、地面等の上に直接置かないこと。
 - ・輸送容器は衝撃を与えないように、ていねいに取り扱う。転倒したり、激突させたりしない。
-

15. 適用法令

火薬類取締法	対象外
高圧ガス保安法	対象外
消防法 () 内は、指定数量	第四類第 1 石油類非水溶性危険等級 II (200L)
毒物及び劇物取締法(毒劇物取締法)	非該当(該当物質は含有しない)
労働安全衛生法	通知対象物質を含有する。
労働安全衛生法(有機溶剤中毒予防規則)	非該当(該当成分を含有しない)
特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法(PRTR 法)	非該当(該当物質は含有しない)
	詳細は 3. 組成、成分情報参照

16. その他の情報

参考文献

GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル作業場内の表示及び安全データシート (SDS) JIS Z 7253(2012)
GHS 分類結果データベース(独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ)
中央労働災害防止協会安全衛生情報センターホームページ
JACA(日本オートケミカル工業会)編集:化学物質管理データベース
オートケミカル製品のための製品安全データシート作成指針改訂版(日本オートケミカル工業会)

※注意

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱を確保するための参考情報として、取り扱う事業者に提供されるものです。取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱などの実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません